

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第三十回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第五条を四件、お願いいたします。

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。

福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、5番笹本委員、6番石川泰広委員にお願いをいたします。

これより日程第一、報告第六十三号から日程第四、報告第六十六号を上程いたします。と思いますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第六十三号から日程第四、報告第六十六号を上程いたします。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

事務局 報告第六十三号の転用により、譲渡人が所有する農地の総面積は五アールを満たしますが、福生市内の農地面積は0.2m<sup>2</sup>になります。農家台帳の記入についてはどのように指導するのがよいでしょうか。

委員 市外の農地でも、農地法等に基づき適切に所有又は貸借していて、五アールを満たしているのであれば、本人が拒否しなければ、記入してもらおうのがよいのではないのでしょうか。

会長 それでは、譲渡人に詳細を確認し、五アールを満たしており、本人が同意すれば、記入をお願いすることとします。その他に質問等はありませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第六十三号から日程第四、報告第六十六号を確認いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、その他に移ります。本日はその他の案件が、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について一件ございます。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明  
合わせて、農地パトロールで現地を確認していることを報告

会長 事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員 税務署に提出する書類には、地番など筆の詳細はついていますか。

事務局 ついていると聞いています。

会長 議論の際に分かりづらいので、次回から、相続税納税猶予の適用を受けている筆の詳細を総会資料として別に添付した方がよいのではないのでしょうか。

事務局 次回から筆の詳細も総会資料として別に添付します。

会長 その他に質問等はありませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 前回総会にて提出された農地法第三条の三第一項の規定による届出書について、事務局から説明願います。

事務局 二つの筆の「合計面積の内の一部が農地」というのは、隣接する二筆とも農地と農地以外の用途に使われているため、二筆の合計面積の内の一部が農地である、ということを確認いたしました。そのため、このような表記となったことを報告します。なお、受理通知書については、先ほど申し上げた内容を会長に確認していただき、発行済みであることを御報告します。

委員一同 了承

会長

それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十六年一月二十四日（金）午後三時から開催予定。

場所は市役所第二棟四階第二委員会室です。

以上で第三十回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。